

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 149 号一部改正）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項第 1 号の規定に基づき建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準が定められた。

基準の概要

1. 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準

(1) 非建築物に係る判断の基準

①外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

②一次エネルギー消費量に関する基準

i 基準一次エネルギー消費量の算定方法

ii 設計一次エネルギー消費量の算定方法

(2) 住宅に係る判断の基準

①外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

i 外皮平均熱貫流率等の基準

ii 気密性の確保

iii 防露性能の確保

iv 暖房機器等による屋内空気汚染の防止

v 防暑のための通気経路の確保

②一次エネルギー消費量に関する基準

i 基準一次エネルギー消費量の算定方法

ii 設計一次エネルギー消費量の算定方法

(3) 複合建築物に係る判断の基準

①外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

②一次エネルギー消費量に関する基準

i 基準一次エネルギー消費量の算定方法

ii 設計一次エネルギー消費量の算定方法

2. 建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準

3. 施行日は平成 26 年 4 月 1 日

詳細は、国土交通省の HP で確認して下さい。